

周南市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

周南市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市印鑑条例の一部を改正する条例

周南市印鑑条例（平成15年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「当該個人番号カードを使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力すること」を「次に掲げる方法」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 登録者が、個人番号カードを添えて印鑑登録証明書交付申請書を提出し、当該個人番号カードを使用して、市長が指定する電子計算機に、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。以下同じ。）を自ら入力する方法
- (2) 登録者が、個人番号カードを使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力する方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けている登録者は、<u>当該個人番号カードを使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>	<p>(登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けている登録者は、<u>次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>登録者が、個人番号カードを添えて印鑑登録証明書交付申請書を提出し、当該個人番号カードを使用して、市長が指定する電子計算機に、暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号をいう。以下同じ。)を自ら入力する方法</u></p> <p>(2) <u>登録者が、個人番号カードを使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力する方法</u></p>